

八千代市第3次多文化共生プラン



八千代市

令和3（2021）年3月

はじめに

本市における外国人住民数は増加傾向にあり、令和2(2020)年3月末時点で5,946人、市民全体の2.97%となっています。国籍は70か国を超え、近年では、ベトナムやネパールといったアジア圏の増加が著しい状況となっています。また、深刻化する人材不足に対応するため、新たな在留資格の創設等、外国人材の受入れ拡大に伴い、この増加傾向は今後も続くと考えられます。

これら外国人住民は、日本の生活習慣や言語を十分に理解できていないことに起因する様々な不安や悩みを抱えており、その内容は、教育、労働、医療、福祉について等、多岐に渡ります。

市ではこれまで、行政情報の多言語化、八千代市国際交流協会による日本語教室や交流イベントの開催支援、多文化交流センターにおける相談体制の充実といった、外国人住民への「支援」を中心に取り組んできました。今後は、これまでの取組を継承しつつ、外国人住民との連携・協働により、地域を活性化していく点も重要となります。そのため、外国人住民の地域社会への参画を促進し、多様性と包摂性のある多文化共生の地域づくりを進めることで、外国人住民数の増加や多国籍化に伴う社会経済情勢の変化に対応していくことが求められます。

このような中、「八千代市第2次多文化共生プラン」が令和2年度をもって終了することから、関係者からの意見聴取を実施のうえ、国が改訂したプランとの整合を図り、「八千代市第3次多文化共生プラン」を策定いたしました。

このプランでは、「すべての市民が互いの文化を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、その実現のための具体的な目標や取組を示しています。

国籍に関係なく、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、市民の皆様をはじめ、事業者や関係団体の皆様と協力し、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、ご意見やご助言を賜りました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3(2021)年3月

八千代市長 服部友則

目次

序章 多文化共生の動向

- 1 国と県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (1) 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (2) 県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 八千代市の外国人住民の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 これまでの主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第2章 基本方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 プランの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第3章 施策の展開

- 1 施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - <施策の柱1> コミュニケーション支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - <施策の柱2> 生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 - <施策の柱3> 意識啓発と社会参画支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
 - <施策の柱4> 地域活性化の推進やグローバル化への対応・・・・・・・・・・・・・51
- 2 推進体制と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

資料編

- 1 「八千代市第3次多文化共生プラン」策定の経過・・・・・・・・・・・・・53
- 2 関係者からの意見聴取結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

序章 多文化共生の動向

1 国と県の動向

(1) 国の動き

平成 27 (2015) 年 9 月に行われた国連総会において、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs¹) が全会一致で採択されました。令和 12 (2030) 年までに SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定) において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の 1 つとしています。

こうした国際社会の動向を踏まえ、外国人住民の増加・多国籍化、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等を背景に、平成 30 (2018) 年 12 月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) を取りまとめました。総合的対応策では、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとしています。

また、深刻化する人手不足に対応するため、平成 31 (2019) 年 4 月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、新たな在留資格「特定技能²」が創設されました。日本に在留する外国人は令和元 (2019) 年 12 月末時点で約 293 万人、就労する外国人は 10 月末時点で約 166 万人と、それぞれ過去最多を記録していますが、今後、労働者としての外国人が更に増えることが予想されています。

令和元 (2019) 年 6 月には、日本語教育を推進することを目的として、「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第 48 号) が公布、施行され、同法に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (以下「基本方針」という。)」が策定されました。また、本基本方針に基づき、

¹ SDGs = 平成 27 (2015) 年の国連総会で採択された、2030 年を達成年限とする国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、地球上の誰ひとり取り残さないことを誓っています。

² 特定技能 = 就労を目的とした新たな在留資格。

① 特定技能 1 号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

② 特定技能 2 号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項として、①外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握、②学校への円滑な受入れ、③外国人関係行政機関・団体等との連携の促進が示されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、在留外国人に対する在留諸申請に関する措置を講じるほか雇用維持支援を行うなど、多文化共生を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

このような中、地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」に資するため策定した「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）を、令和2（2020）年9月に改訂しました。改訂したプランでは、多文化共生施策を推進する今日的意義として、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」、「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」、「受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現」を挙げています。



出典：国際連合広報センター

(2) 県の動き

千葉県（以下「県」という。）の外国人住民は、令和元（2019）年12月末時点で約16.5万人、県で働く外国人住民は、10月末時点で約6万人となり過去最多を更新しています。

県では、これまで、総合計画において「外国人県民にも暮らしやすい県づくり」を柱として掲げ、生活環境の整備やコミュニケーション支援等各種施策に取り組んできました。

同年7月には、介護分野において、高齢化の進展で介護人材の需要増大が見込まれることから、外国人介護人材の支援を専門に行う機関として「千葉県外国人介護人材支援センター」を設置しました。

同センターでは、生活や仕事上の悩みについて、ベトナム語や英語で相談できる相談窓口の運営や外国人住民を受け入れる事業者を対象とした説明会のほか、外国人介護職員の交流会等を実施しています。なお、外国人介護人材の支援を専門に行うセンターの設置は、関東では初めてとなります。

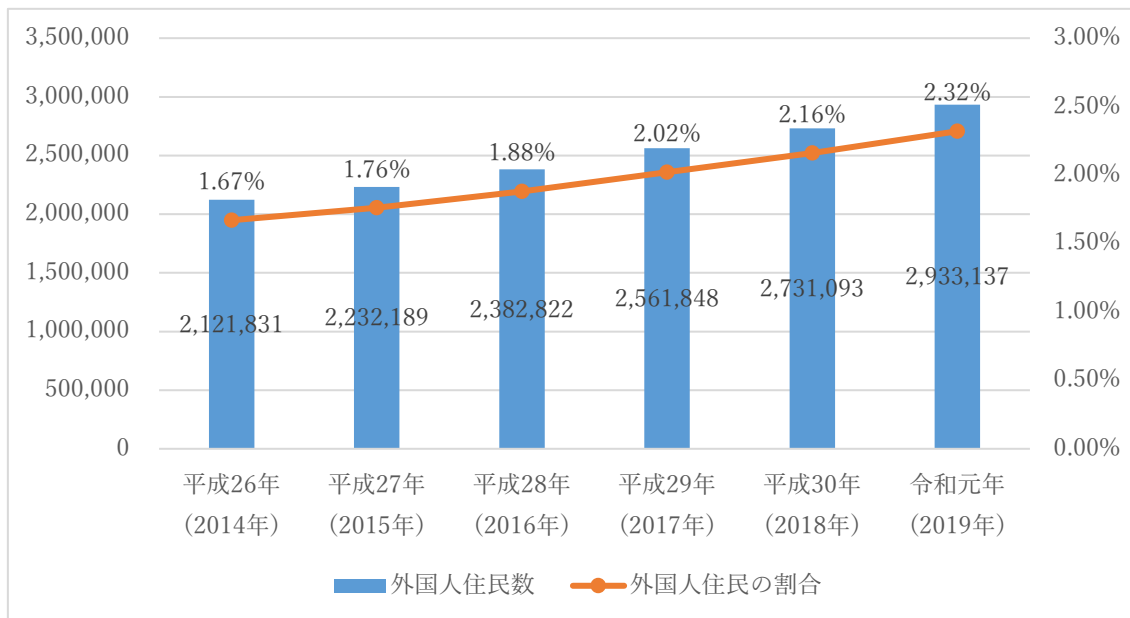
こうした中、県は、令和2（2020）年3月に外国人住民を取り巻く課題を整理し、多文化共生の理念や方向性を取りまとめた「千葉県多文化共生推進プラン」を策定しました。

このプランでは、「地域社会との関わり」、「日常生活等に必要な日本語」、「制度・生活に関する情報」の3つを主な課題として挙げています。

県は、これらの課題の解決に向けて「言語・文化・習慣の異なる外国人県民と日本人県民が、共に地域社会の一員として助け合い、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくり」を基本目標として掲げ、2つの施策目標と7つの施策を示しています。

【外国人住民数及び割合の推移】

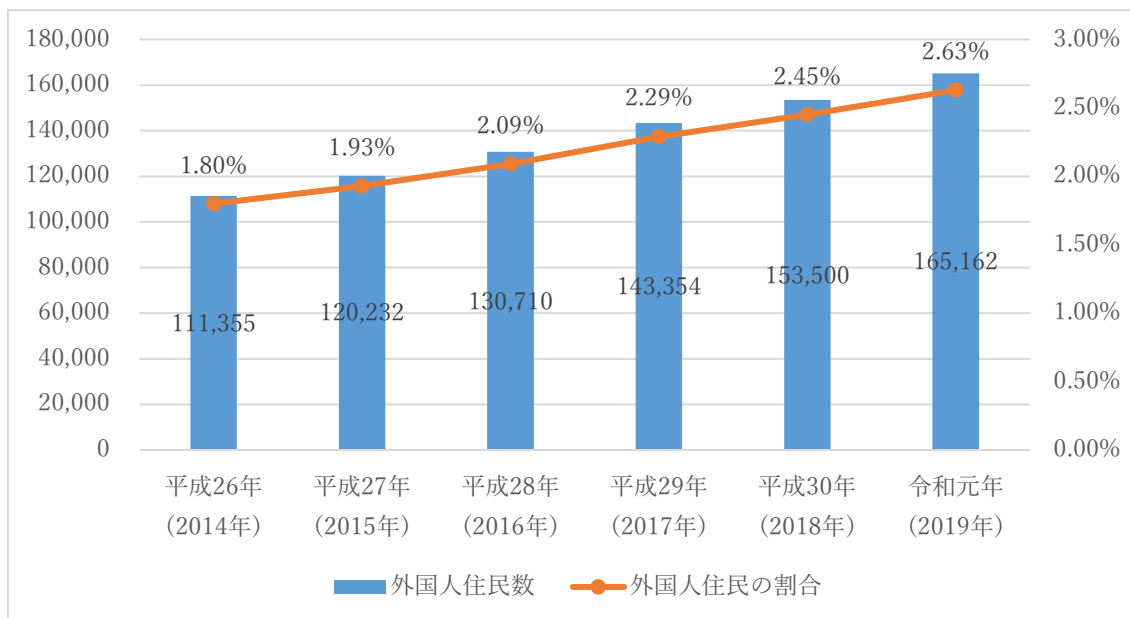
●全国



※外国人住民数…法務省「在留外国人統計」（各年12月末現在）

※「外国人住民割合」に用いた総人口…総務省統計局「人口推計」（各年10月1日現在）

●千葉県

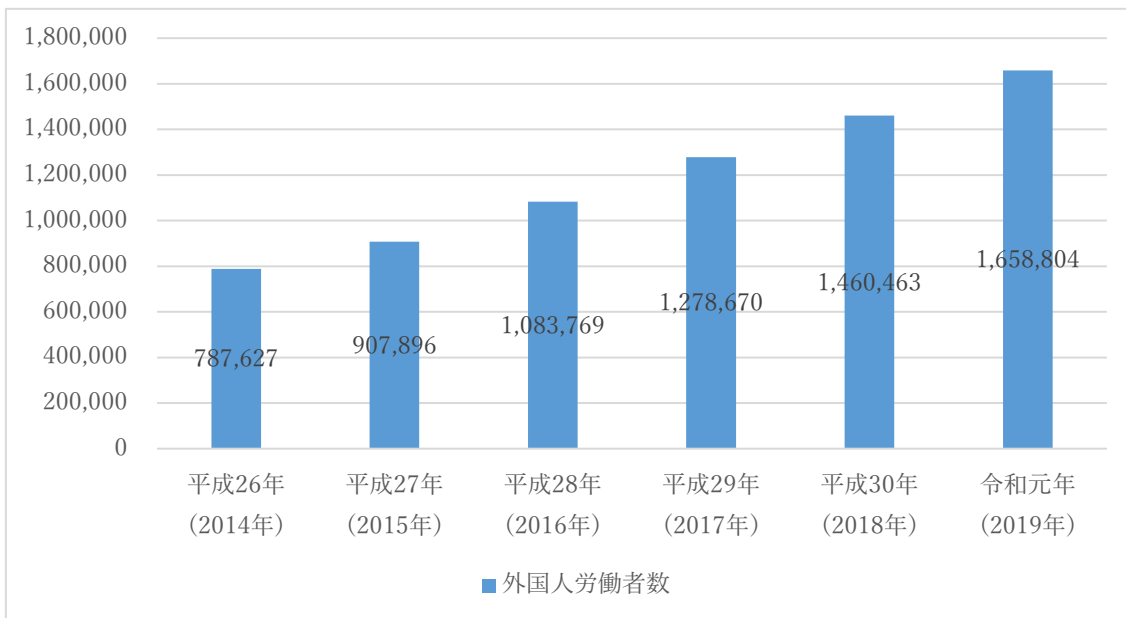


※外国人住民数…千葉県国際課（各年12月末時点）

※「外国人住民の割合」に用いた総人口…千葉県統計課「毎月常住人口調査」（各年10月1日時点）

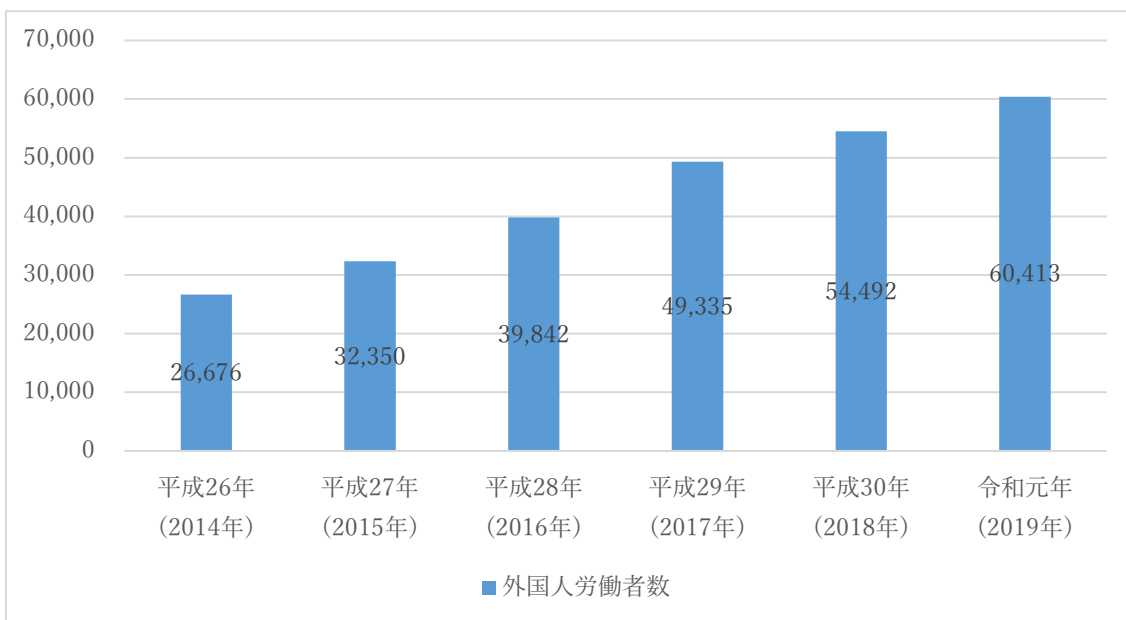
【外国人労働者数の推移】

●全国



※厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（各年10月末時点）

●千葉県



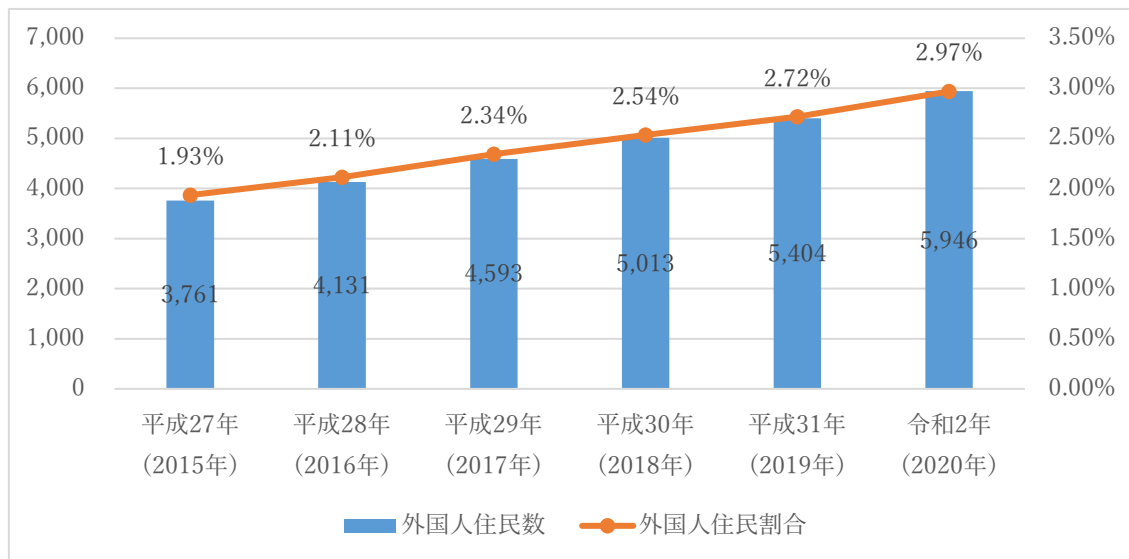
※厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況」の届出状況（各年10月末時点）

2 八千代市の外国人住民の状況

(1) 外国人住民数・割合

令和2(2020)年3月末時点では5,946人、市民全体(200,275人)の2.97%。人数・割合ともに増加傾向にあります。令和元(2019)年12月末時点の外国人住民数は、5,831人であり、県内の市町村では、8番目に多い状況です。

外国人住民数及び割合の推移(各年3月末時点八千代市住民基本台帳)



外国人人数上位10市町村構成比

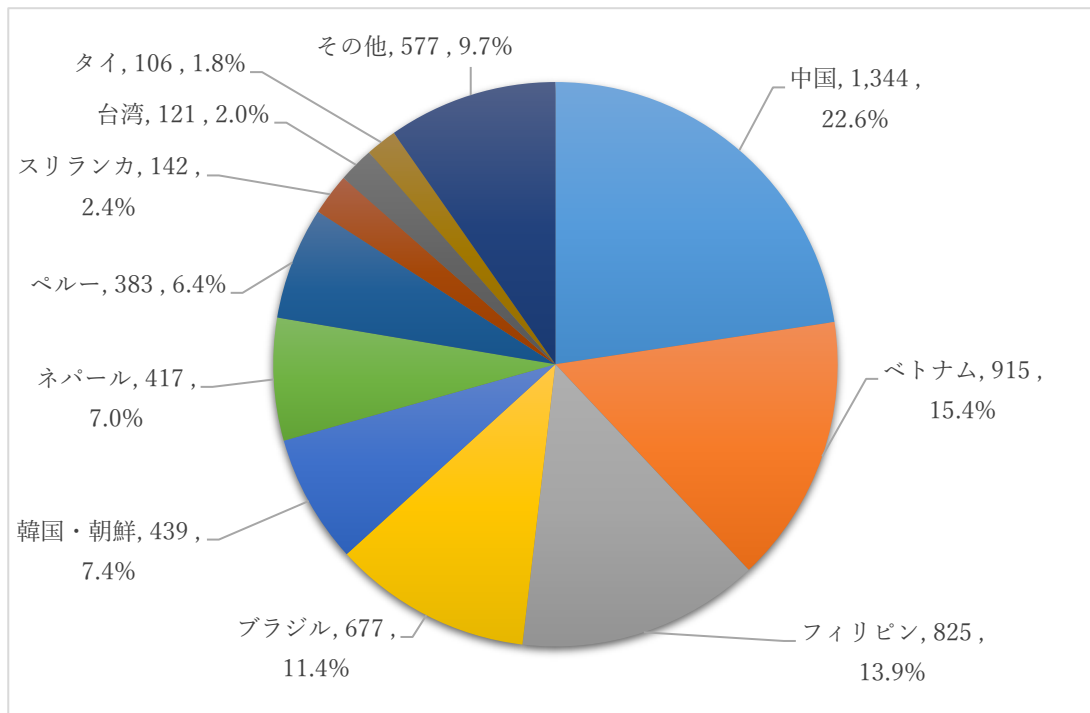
(資料:千葉県国際課調査「令和元(2019)年12月末住民基本台帳による外国人数」)

順位	市町村名	人数	県内外国人数に占める構成比
1	千葉市	28,220	17.1%
2	船橋市	18,855	11.4%
3	市川市	17,876	10.8%
4	松戸市	17,352	10.5%
5	柏市	9,749	5.9%
6	成田市	6,155	3.7%
7	市原市	6,100	3.7%
8	八千代市	5,831	3.5%
9	習志野市	4,379	2.7%
10	浦安市	4,196	2.5%

(2) 国籍

中国が最も多く、外国人住民数（5,946人）の22.6%を占めます。特に近年、ベトナム・ネパール・スリランカ・台湾の人数の増加が著しい状況です。

外国人住民の国籍（令和2（2020）年3月末時点住民基本台帳）



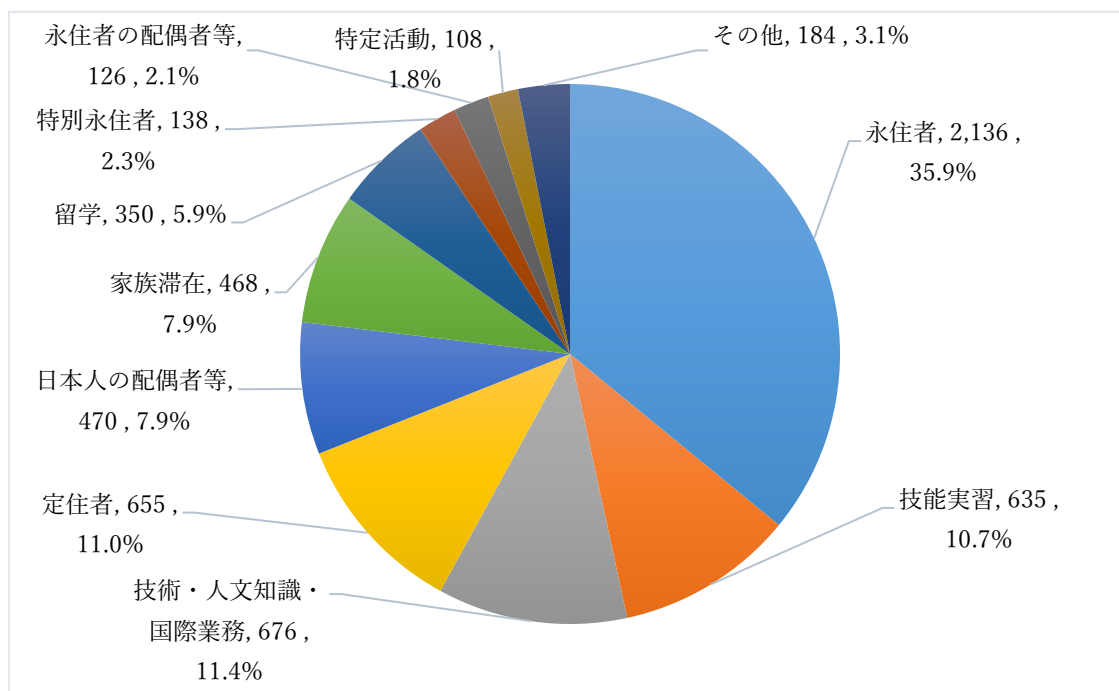
上位10か国の外国人住民数の推移等（各年3月末時点住民基本台帳）

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	構成比	増減率
	中国	904	932	982	1,115	1,223		
ベトナム	302	340	451	602	731	915	15.4%	203.0%
フィリピン	633	694	777	824	815	825	13.9%	30.3%
ブラジル	586	552	587	618	637	677	11.4%	15.5%
韓国・朝鮮	352	375	384	404	417	439	7.4%	24.7%
ネパール	80	182	290	327	371	417	7.0%	421.3%
ペルー	386	379	395	409	410	383	6.4%	-0.8%
スリランカ	49	69	84	82	106	142	2.4%	189.8%
台湾	50	107	85	83	107	121	2.0%	142.0%
タイ	93	98	104	93	100	106	1.8%	14.0%

(3) 在留資格

永住者が 35.9%と多く、次いで、技術・人文知識・国際業務、定住者、技能実習と続きます。近年は、技術・人文知識・国際業務の増加が著しい状況です。

外国人住民の在留資格（令和 2（2020）年 3 月末時点住民基本台帳）



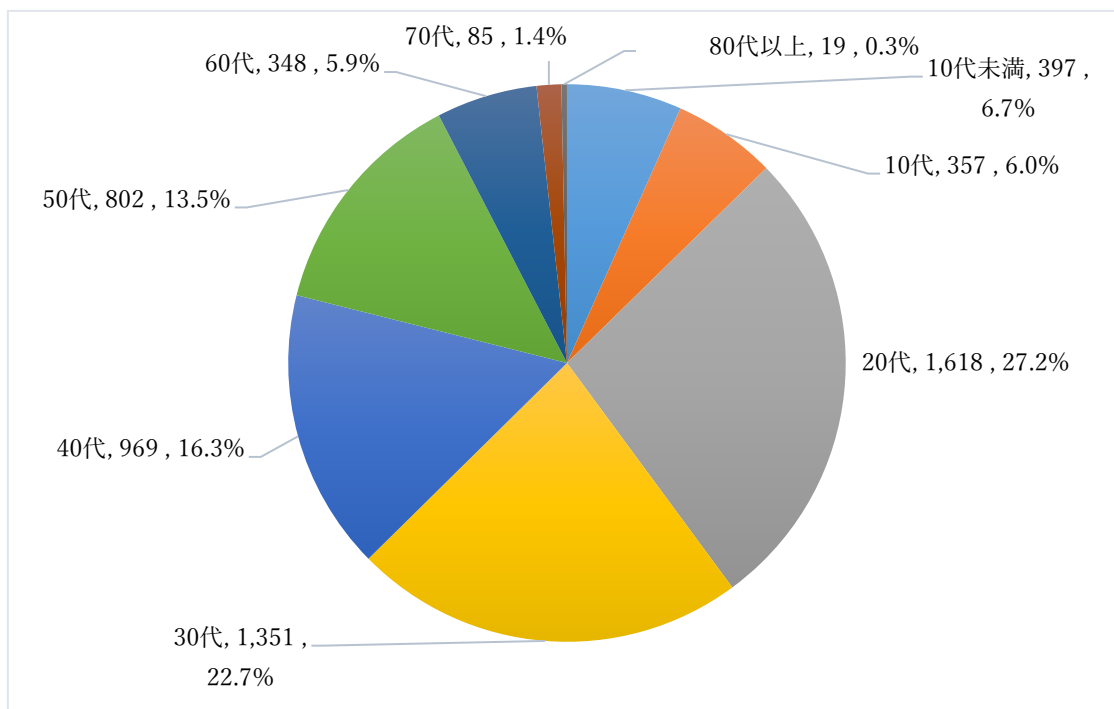
在留資格別外国人住民数の推移等（各年 3 月末時点住民基本台帳）

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	構成比	増減率
	(2017 年)	(2018 年)	(2019 年)	(2020 年)		
永住者	1,884	1,990	2,078	2,136	35.9%	13.38%
技能実習	422	490	506	635	10.7%	50.47%
技術・人文知識・国際業務	234	336	504	676	11.4%	188.89%
定住者	604	642	637	655	11.0%	8.44%
日本人の配偶者等	428	426	431	470	7.9%	9.81%
家族滞在	247	277	392	468	7.9%	89.47%
留学	252	284	319	350	5.9%	38.89%
特別永住者	135	138	135	138	2.3%	2.22%
永住者の配偶者等	99	116	126	126	2.1%	27.27%
特定活動	95	118	88	108	1.8%	13.68%
その他	193	196	188	184	3.1%	-4.66%

(4) 年齢

20代が最も多く、その後に30代、40代、50代と続きます。一方、70代以上の構成比が非常に低くなっています。勤労世代が多く、高齢者が少ない状況です。

年代別外国人住民数（令和2（2020）年3月末時点住民基本台帳）



年代	人数	構成比
10代未満	397	6.7%
10代	357	6.0%
20代	1,618	27.2%
30代	1,351	22.7%
40代	969	16.3%
50代	802	13.5%
60代	348	5.9%
70代	85	1.4%
80代以上	19	0.3%

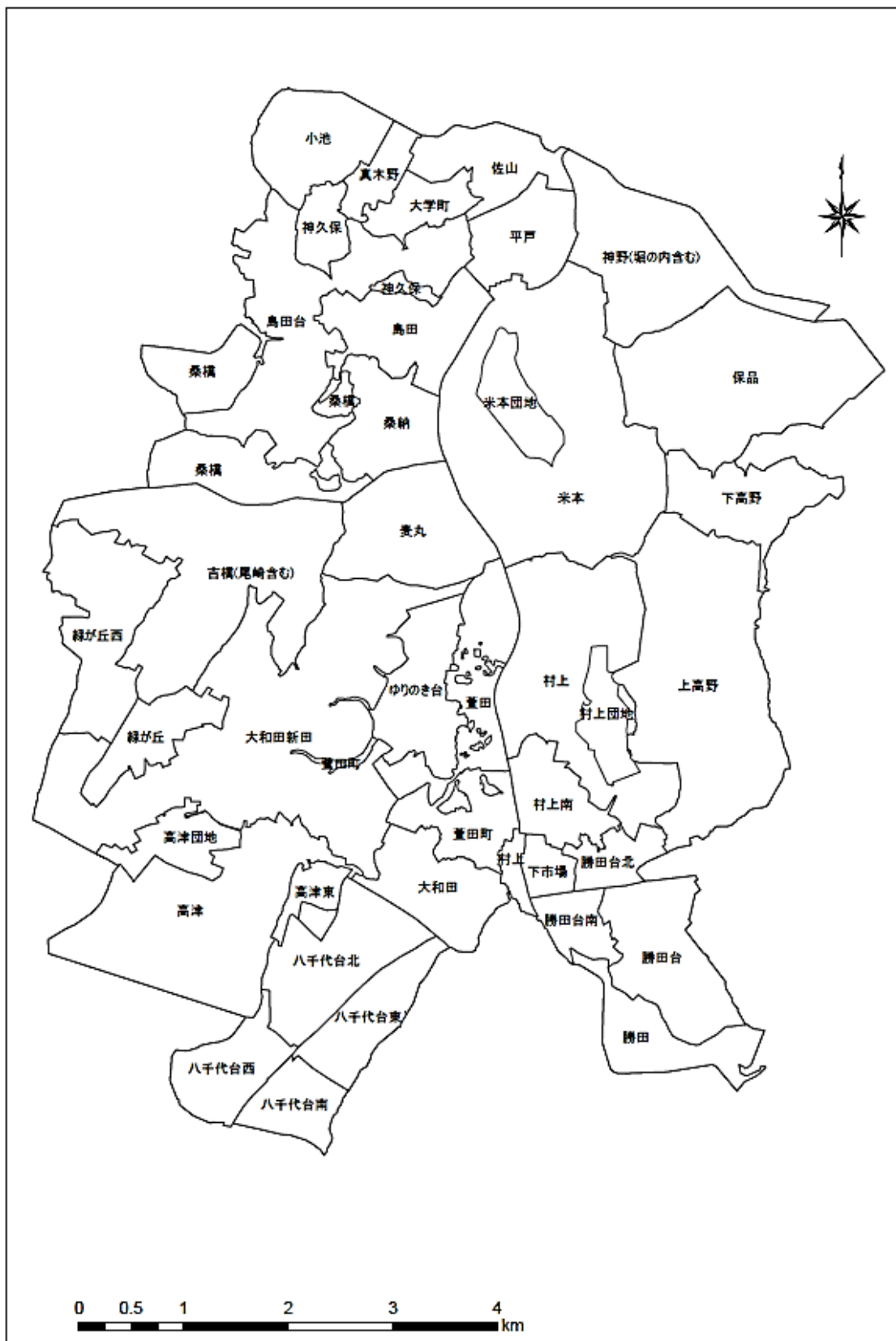
(5) 地域別の状況

外国人住民数の多い上位 10 地域は、以下の通りです（団地を除く）。大和田新田に最も多く居住しており、次いで勝田台、八千代台北の順となっています。

		人数			国籍（上位 3 か国）		
		外国人 住民数	地域全 住民数	構成比	1 位	2 位	3 位
1	大和田新田	555	35,262	1.57%	中国	ベトナム	韓国
2	勝田台	450	11,849	3.80%	フィリピン	中国	ベトナム
3	八千代台北	390	12,353	3.16%	中国	フィリピン	ネパール
4	八千代台南	310	6,268	4.95%	ネパール	ベトナム	フィリピン
5	上高野	307	9,737	3.15%	中国	ベトナム	フィリピン
6	八千代台東	285	8,496	3.35%	中国	ネパール	フィリピン
7	ゆりのき台	259	11,621	2.23%	ベトナム	中国	韓国
8	八千代台西	247	6,838	3.61%	中国	フィリピン	ネパール
9	勝田台北	241	3,891	6.19%	ベトナム	ネパール	フィリピン
10	大和田	226	8,817	2.56%	フィリピン	中国	ベトナム
(八千代台計)		1,232	33,955	3.63%			
合計		3,270	115,132	2.84%			

(令和 2 (2020) 年 3 月末時点住民基本台帳)

(八千代市全体図)



(6) 団地の状況

本市のUR住宅団地には、多くの外国人住民が居住しており、主な団地の居住状況は以下のとおりです。

①村上団地

順位に変動はありますが、上位5か国の構成にほぼ変化はありません。第5位のアルゼンチンが抜け、ベトナムが第4位に入っています。ブラジルは人数・構成比¹ともに増加していますが、ペルー、フィリピン、中国については構成比が下落しています。

	1位	2位	3位	4位	5位
	国名	国名	国名	国名	国名
	全体の人数	全体の人数	全体の人数	全体の人数	全体の人数
	団地内人数	団地内人数	団地内人数	団地内人数	団地内人数
	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%
平成27(2015) 年3月末	ブラジル	ペルー	フィリピン	中国	アルゼンチン
	586	386	633	904	21
	270	156	100	96	14
	46.1%	40.4%	15.8%	10.6%	66.7%
令和2(2020) 年3月末	ブラジル	フィリピン	ペルー	ベトナム	中国
	677	825	383	915	1,344
	326	111	111	56	40
	48.2%	13.5%	29.0%	6.1%	3.0%

¹ 構成比

団地内人数（団地に居住する当該国籍の外国人住民数）

全体の人数（市内に居住する当該国籍の外国人住民数）

②米本団地

順位に変動はありますが，上位 5 か国の構成に変化はありません。5 年前と同様にベトナムが最も多い状況ですが，構成比は大きく下落しています。

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
	全体の人数	全体の人数	全体の人数	全体の人数	全体の人数
	団地内人数	団地内人数	団地内人数	団地内人数	団地内人数
	人数	人数	人数	人数	人数
	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%
平成 27 (2015) 年 3 月末	ベトナム	ペルー	フィリピン	スリランカ	中国
	302	386	633	49	904
	180	34	30	19	14
	59.6%	8.8%	4.7%	38.8%	1.5%
令和 2 (2020) 年 3 月末	ベトナム	スリランカ	フィリピン	中国	ペルー
	915	142	825	1,344	383
	119	64	43	27	21
	13.0%	45.1%	5.2%	2.0%	5.5%

③高津団地

上位 5 か国の順位と構成にはほぼ変化はありません。ペルーが抜け，韓国が第 5 位に入っています。中国，フィリピン，ベトナムの 3 か国については構成比が下落しています。

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
	国名	国名	国名	国名	国名
	全体の人数	全体の人数	全体の人数	全体の人数	全体の人数
	団地内人数	団地内人数	団地内人数	団地内人数	団地内人数
	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%
平成 27 (2015) 年 3 月末	中国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペルー
	904	633	586	302	386
	96	29	21	14	13
	10.6%	4.6%	3.6%	4.6%	3.4%
令和 2 (2020) 年 3 月末	中国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	韓国
	1,344	825	677	915	422
	108	34	29	22	16
	8.0%	4.1%	4.3%	2.4%	3.8%

3 これまでの主な取組

(1) コミュニケーション支援

生活に係る情報やイベント情報を6言語（英語，中国語，韓国語，ポルトガル語，スペイン語，ベトナム語）に翻訳し，メールで定期的に配信したほか，生活情報Web版としてホームページに掲載しました。転入する外国人住民に対しては，日本語教室や多言語情報メールの案内，ごみの出し方，ハザードマップ等を多言語化した「外国人住民向け情報セット」を配布しています。また，各種行政資料や案内の多言語化にも取り組んでいます。

平成22（2010）年に外国人住民の総合相談窓口として開設した多文化交流センターでは，市役所での手続きや身近な生活に係る相談を通じ，外国人住民の暮らしにおける不安の解消に努めています。令和元年（2019）度の相談件数は，年間1,600件を超え，外国人住民を支援する重要な拠点となっています。

日本語の習得を目指す外国人住民に対しては，市民団体等と協力し，日本語を学習する場を提供しています。八千代市国際交流協会が主体となって実施している日本語教室では，令和元（2019）年度においてブラジル，フィリピン，ベトナム等30か国以上の外国人住民が日本語を学びました。

令和元（2019）年度の実績

- ・多言語による生活情報メールの配信
 - ▶生活情報 12回
 - ▶イベント情報 14回
- ・外国人住民相談窓口
 - ▶相談件数 1,662件
- ・外国人住民のための日本語教室の開催
 - ▶開催 339回 受講者延べ2,356人

(2) 生活支援

教育支援では、市民団体による子ども向け日本語教室の開催を支援しているほか、入学を控えた新小中学生の外国人児童生徒及び保護者を対象に説明会を開催し、日本の学校制度に対する疑問の解消に努めています。多文化交流センターにおいても、入学の準備期間に合わせて学用品の展示を行っています。また、不就学の子どもの減らすため、次年度に就学予定の外国人児童生徒に母国語での就学案内を送付しています。このほか、小学校5年生と中学校2年生を対象に国際平和作文コンクールを実施し、国際的な視野を持った人材の育成にも取り組んでいます。

健康・福祉支援では、検診の案内や健康診断の問診票、予防接種予診票について多言語化したものを活用し、外国人住民も安全に検診を受診できるように取り組んでいます。乳幼児の予防接種のスケジュールを自動で生成し個別に管理・通知する「らくらくかんたん予防接種ナビ」については、15の多言語翻訳機能を追加し、利便性の向上に努めました。

防災支援では、多言語による防災情報メールの配信を行っているほか、防災意識の向上を図るため、多言語化したパンフレットの作成と配布を行いました。また、避難場所の案内表示板や誘導表示板に日本語及び英語による表記を行う等、標識の整備も進めています。

令和元（2019）年度の実績

- ・日本語を母語としない親子を対象とした学校制度等説明会
 - ▶参加者 15組 36人
- ・むらかみインターナショナル子どもサミット
 - ▶参加者約 60人
- ・国際平和作文コンクール
 - ▶応募総数 3,158編
- ・多言語による情報メールの配信
 - ▶防災情報 56回
- ・こども日本語教室等の活動支援
 - ▶アミーゴこども日本語教室 27回 受講者延べ 198人
 - ▶夏休みこども日本語教室 参加者 47人

(3) 多文化共生社会の地域づくり

市民団体による多文化共生の取組に、多文化交流センターの交流室を積極的に貸し出す等、当センターが交流活動の拠点となるよう努めています。

また、毎年多くの日本人・外国人住民が参加するインターナショナルデイをはじめ、日本語スピーチ大会、英語で聴く講演会、ハロウィンフェスタの開催等、市民団体が行う国際交流イベントを支援しています。

さらに、姉妹都市のタイラー市と友好都市のバンコク都との交流を通して、市民の多文化に対する理解の促進を図っています。タイラー市から2名のALT(外国語指導助手)が派遣され、中学校で英語の授業を行っているほか、学校行事にも参加し生徒との交流を深める機会となっています。バンコク都とのこども親善大使による交流事業では、互いの国の子どもたちが外国の文化に触れることで世界に目を向ける貴重な機会となっています。

令和元(2019)年度の実績

・参加しやすいイベント開催の支援

- ▶英語で聴く講演会 参加者 50 人
- ▶ハロウィンフェスタ 参加者 95 人
- ▶日本語スピーチ大会 参加者 79 人
- ▶インターナショナルデイ 参加者約 1,500 人

・姉妹・友好都市との国際交流

<姉妹都市との交流>

本市では、市政 25 周年となる平成 4 (1992) 年にアメリカ合衆国テキサス州タイラー市と姉妹都市提携を結び、国際化に対応したまちづくりの一環として国際交流を続けています。令和元(2019)年度までに、タイラー市から 9 回、延べ 290 人の親善訪問団を受入れ、八千代市からは 11 回、延べ 275 人が訪問しています。令和元(2019)年度には、八千代市国際交流協会の会員を中心とした 15 名の親善訪問団がタイラー市を訪問し、現地の方々と親交を深めました。また、テキサス大学タイラー校の招待を受け、市教育委員会職員も訪問団に同行し、今後の両市の教育事業の進展について意見交換等を行いました。

【内容】訪問期間：令和元(2019)年 10 月 16 日～10 月 21 日

訪問先：タイラー市長表敬訪問、ジュニア・カレッジ及びテキサス州立大学見学、ローズ・クイーン戴冠式への出席、ホームビジット等

<友好都市との交流>

本市では、昭和 63（1988）年に国からの「ふるさと創生 1 億円事業」を活用した「八千代子ども国際平和文化基金」を設置し、子どもたちによる国際交流と本市の国際化を推進することを目的に、タイ王国バンコク都との交流事業を実施しています。交流 20 年を迎えた平成 20（2008）年には友好都市提携を結びました。

令和元（2019）年度までにバンコク都から 28 回、延べ 290 人の子ども親善大使を受入れ、本市からは 31 回、延べ 318 人をバンコク都へ派遣しています。

【受入】

期 間：令和元（2019）年 5 月 15 日～5 月 22 日

訪 問 者：バンコク子ども親善大使 12 人、同行職員 7 人

交流内容：市長表敬訪問、文化伝承館での茶道体験、やちよ京成バラ園見学、小学校訪問、歴代八千代子ども親善大使の会が主催する歓迎会、ホームステイ等

【派遣】

期 間：令和 2（2020）年 1 月 22 日～1 月 29 日

訪 問 者：八千代子ども親善大使 12 人、同行職員 6 人

交流内容：都知事及び都議会議長表敬訪問、学校訪問、ホームステイ、在タイ日本国大使館訪問等

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市における外国人住民は増加を続けており、令和2（2020）年3月末時点において5,946人と過去最多を記録しています。

このような中、外国人住民の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として市であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きなものとなっています。

多文化共生施策の推進は、「国際人権規約¹」、「人権差別撤廃条約²」等で保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致するほか、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることにつながります。

国際社会では、平成27（2015）年9月に行われた国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、地球上の誰ひとり取り残さないことを誓っています。本市には、令和2（2020）年3月末時点で70か国以上の外国人住民が暮らしており、多様性を活かしながら、誰ひとり取り残さないことを意識したまちづくりを進めることは、SDGsの達成にもつながります。したがって、SDGsの趣旨を理解し、市民、企業、団体等との連携を図ることにより、横断的な取組を進めることが重要です。

将来的な人口の減少が見込まれる中、市に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在です。外国人住民が、自らの強みや、独自の視点を積極的に活用することで地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待されます。

さらに、在留期間が無期限の「永住者³」の人数が年々増加し、定住化の傾向がみられることや、外国人住民の年齢構成が若いこと等を背景に、今後の地域社会を支える担い手となることが期待されます。加えて、外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、施策の質の向上を図ることにもつながります。

¹ 国際人権規約＝世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効しました。日本は1979年に批准しました。

² 人種差別撤廃条約＝人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効しました。日本は1995年に加入しました。

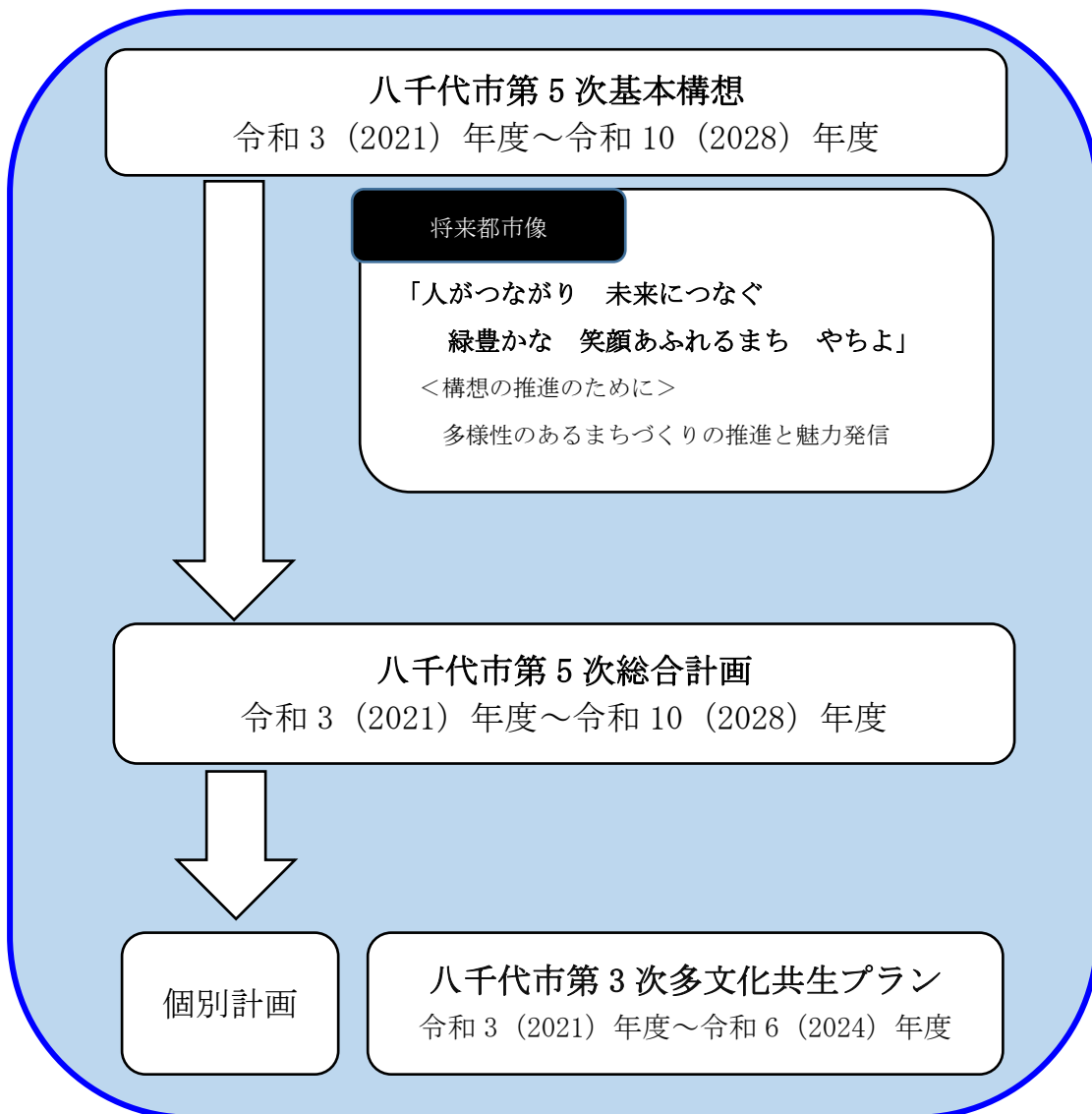
³ 永住者＝法務大臣が永住を認める者。

今後、就労を目的とした外国人住民の円滑かつ適正な受入れは進む見通しであり、市内の外国人住民も増加することが予想されます。こうした中、外国人住民が日本人と同様に、地域において十分な行政サービスを受けられる体制や、安心して生活することができる環境の整備等、外国人材の受入れ環境を整備することが必要です。

これら社会情勢の変化への対応と、「八千代市第2次多文化共生プラン」の計画期間終了にあわせ、国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」との整合を図り、「八千代市第3次多文化共生プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

「八千代市第3次多文化共生プラン」は、八千代市第5次総合計画を上位計画として、各施策を具体的に実施するための個別計画として策定します。また、「八千代市第5次基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けた「多様性のあるまちづくりの推進と魅力発信」という視点に基づき、多様な施策を推進します。



3 計画期間

本プランの計画期間は、第5次総合計画前期基本計画の計画期間と合わせ、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とします。

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)
総合計画	第4次総合計画 後期基本計画					第5次総合計画 前期基本計画				第5次総合計画 後期基本計画			
多文化共生プラン	第2次多文化共生プラン					第3次多文化共生プラン				次期多文化共生プラン			

第2章 基本方針

1 基本理念

少子高齢化が進展する中、地域の活力を維持向上するためには、外国人住民を、共に生活していく地域の一員として捉え、支援対象とするだけでなく、地域の担い手として認識することが重要です。これは、平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）が目指す「誰ひとり取り残さない」という考えに合致します。

そのために、互いの文化や習慣、価値観を尊重し、共に認め合いながら、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

**「すべての市民が互いの文化を尊重し、多様性を認め合いながら、
誰もが住みやすい多文化共生のまちづくり」**

2 プランの目標

（1）外国人住民も暮らしやすい生活環境の整備や利便性の向上

外国人住民が増加し国籍の多様化が進む中、外国人住民を含めた全ての住民が地域で活躍することが期待されます。そのためにも、生活環境を整えることが重要であり、外国人住民が地域で孤立せず、安心して暮らすことができるよう、生活に係る様々な情報の充実を図ります。また、情報を容易に取得でき、困りごとをいつでも相談できる環境の整備を進めます。

（2）地域社会における共生意識の促進

誰もが住みやすい地域づくりのためには、日本人住民と外国人住民が互いに理解し、協力し合う関係を築くことが重要です。住民同士の交流活動等を通じて、多様な文化や価値観を受け入れる共生意識の促進を図ります。

3 施策の体系

基本理念に基づき、2つの基本目標を達成するため、4つの施策の柱に沿って多文化共生の取組を進めていきます。

<施策の体系図>

目標		施策の柱	施策	
1	外国人住民も暮らしやすい生活環境の整備や利便性の向上	1 コミュニケーション支援	1 行政・生活情報の多言語化, 相談体制の整備	① 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
				② 外国人住民の生活相談のための窓口の設置
				③ NPO等との連携による多言語情報の提供
		2 日本語教育の推進	① 日本語教育の推進	
			② 日本語教育の推進に係る体制の整備	
			③ 生活に関する情報の提供	
		2 生活支援	1 教育機会の確保	① 就学状況の把握
				② 就学に関する多言語による情報提供・就学案内
				③ 就学校・受入れ学年等の決定
				④ 日本語の学習支援
				⑤ 地域ぐるみの取組の促進
				⑥ 不就学の子どもへの対応
				⑦ 進路指導・キャリア教育
				⑧ 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進
⑨ 学齢を経過した外国人への対応				
2 適正な労働環境の確保	① 就業支援			
	3 災害時の支援体制の整備		① 外国人住民に関する防災対策の推進	
② 多言語支援のための応援体制の整備				
③ 自主防災組織への外国人住民の参画促進				
④ 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用				
4 医療・保健サービスの提供	① 医療現場における多言語対応			
	② 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供			
	③ 健康診断や健康相談における対応			
5 子ども・子育て及び福祉サービスの提供	① サービスの利用促進			
	② サービス提供時の多言語による支援			
6 住宅確保のための支援	① 外国人住民に対する居住支援の推進			
	7 感染症流行時における対応	① 感染症に関する多言語による情報提供		
2		3 意識啓発と社会参画支援	1 多文化共生の意識啓発・醸成	① 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発
	② 不当な差別的言動の解消			
	③ 多文化共生の場づくり			
	④ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催			
	2 外国人住民の社会参画支援		① キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援	
			② 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入	
			③ 外国人住民の地域社会への参画	
	4 地域活性化の推進やグローバル化への対応		1 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	① 外国人住民の人材の発掘・情報収集
		② グローバル化への対応		
	2 留学生の地域における就職促進	2 留学生の地域における就職促進	① 留学生に対する生活支援等	

第3章 施策の展開

1 施策の内容

施策の柱1 コミュニケーション支援

(1) 現状における課題と方向性

【課題】

●情報伝達手段

様々な情報の多言語化を進めていますが、多言語化した情報が外国人住民に十分に行き届いているとは言えません。情報を多言語化するだけでなく、有効な情報伝達手段や周知方法を検討する必要があります。

●やさしい日本語の普及と活用

ボランティアを活用し言葉の壁の解消に努めることも重要ですが、すべての言語に対して翻訳・通訳を対応することは、人員の確保や費用の面から難しいため、外国人住民にもわかりやすいように工夫した、「やさしい日本語」の普及と活用を推進する必要があります。

●外国人住民相談窓口の対応言語

令和2（2020）年3月末時点において市内の外国人住民の割合は、中国・ベトナム・フィリピンの上位3か国で約50%を占めますが、多文化交流センターでの対応言語は、ポルトガル語・スペイン語・英語の3言語であり、必要とされている言語と利用できる言語が合致しなくなってきています。しかし、交流センターで受け付けている相談件数は年間1,000件以上あり、現在対応している3言語も不要となったわけではありません。今後は、外国人住民の居住の実態に即した言語の対応を検討する必要があります。

●外国人住民を支援する人員の不足

市民団体等が実施する日本語教室の講師の数が、十分でないといった声があります。日本語教室の開催や講師の人員募集等を積極的に案内する等、外国人住民の自立につながる取組を継続的に支援する必要があります。

【方向性】

外国人住民の人数や国籍等の状況に応じて、「やさしい日本語」を含めた多言語対応を推進します。その際、多言語翻訳技術の高度化を踏まえ、ICTの活用を検討します。

また、外国人住民が、日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進するよう取り組みます。

(2) 施策と具体的な取組

【施策1】 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

①多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや納税等の履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活するうえで必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語や「やさしい日本語」での情報提供を行います。

ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制の整備に取り組みます。多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートの確保を目指すとともに、SNSの活用を検討します。

取組 NO. 1	多言語による生活情報のメール配信	
内 容	・イベント、検診の案内、注意喚起等の生活に係る情報を6か国語（英語・中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）で配信します。また、登録案内のチラシの内容の見直しを検討する等、より多くの外国人住民に利用してもらえるよう取り組みます。 ・情報発信ツールの発達と普及を踏まえ、メール機能の他に外国人住民も容易に情報にアクセスできる有効な伝達手段を検討し、情報が取得しやすい環境を整えます。	
	主な取組	所 管
	・多言語による生活情報のメール配信の運用及び管理 ・SNSの活用の検討	シティプロモーション課

指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2024 年度)
多言語による生活情報メール登録者数	298 人	400 人

取組 NO. 2	Web を利用した多言語による生活ガイド	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から使用しているモバイル端末等からでも閲覧できるように、転入する外国人住民が必要とする暮らしの情報を多言語に翻訳し、市ホームページに生活ガイドとして掲載します。 	
	主な取組	所 管
	<ul style="list-style-type: none"> 多言語による生活ガイドの掲載 	シティプロモーション課

取組 NO. 3	情報の多言語化	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 市が提供する様々な情報の多言語化を進め、外国人住民が行政情報を入手しやすい環境を整えます。また、公共施設等の案内表示の多言語化を進め、外国人住民にもわかりやすい表示に取り組みます。 	
	主な取組	所 管
	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット，チラシ，各種受診票等の多言語化と活用 	関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> 自動翻訳システムによる市ホームページの多言語化 	広報広聴課
	<ul style="list-style-type: none"> 案内板や表示板，注意喚起の看板等の多言語化 	都市計画課 公園緑地課 資産管理課 清掃センター
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民向け家庭ごみの出し方 	クリーン推進課

取組 NO. 4	「やさしい日本語」の普及と活用	
内 容	・外国人住民の情報格差を解消するため、簡単でわかりやすい日本語を使用した「やさしい日本語」での情報提供を進めます。併せて、漢字やカタカナにルビ（ひらがな）をふる等、日本語がわからない外国人住民へ配慮するよう取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・「やさしい日本語」の普及と活用	シティプロモーション課

取組 NO. 5	I C Tを活用した環境整備の検討	
内 容	・各窓口の外国人住民への対応を円滑に行うため、I C Tの活用等、有効なコミュニケーションツールを検討します。	
	主な取組	所 管
	・ I C T等の活用	シティプロモーション課

②外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、相談窓口の整備を行います。

取組 NO. 6	外国人住民相談窓口における情報提供	
内 容	・多文化交流センターに通訳を配置し、外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を多言語で提供します。	
	主な取組	所 管
	・外国人住民相談窓口における情報提供	シティプロモーション課

指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2024 年度)
多文化交流センター相談件数	1,662 件	2,000 件

取組 NO. 7	相談体制の整備	
内 容	・ 多様化する相談業務に対応するため、外国人住民の居住の実態に即した言語の対応を検討する等、相談体制の整備を進めます。	
主な取組		所 管
・ 外国人住民相談窓口の整備等		シティプロモーション課

③NPO等との連携による多言語情報の提供

外国人住民への支援に取り組む市民団体やNPO等と連携のうえ、通訳の確保に取り組むとともに、多言語による情報提供を推進します。

取組 NO. 8	市民団体等との連携	
内 容	・ 市内で活動する国際交流団体や各種関係機関と連携・協力し、多言語による情報提供を推進することで、外国人住民の不安解消に取り組めます。併せて、国際交流団体が行う外国人住民のための取組を積極的に支援します。 ・ 八千代市国際交流協会と連携し、活動内容を広く周知する等、会員数の増加に取り組めます。	
主な取組		所 管
・ 通訳ボランティアの整備 ・ 八千代市国際交流協会、ちば国際コンベンションビューローとの連携		シティプロモーション課

指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2024 年度)
多文化共生・国際交流におけるボランティア数（八千代市国際交流協会会員数）	個人会員 133 人 家族会員 15 家族 団体会員 15 団体	個人会員 180 人 家族会員 25 家族 団体会員 25 団体

【施策2】日本語教育の推進

①日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し学習機会の充実を図る等、日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう取り組みます。

取組 NO. 9	日本語の学習機会の提供	
内 容	・八千代市国際交流協会が開催する、外国人住民のための日本語教室の会場の確保や、事業内容の周知等を通し、外国人住民の日本語教育を推進します。また、八千代市国際交流協会と連携し、外国人住民が継続して日本語学習ができる環境づくりに取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・外国人住民のための日本語教室への支援 ・こども日本語教室等の活動支援	シティプロモーション課

指標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2024年度)
外国人住民のための日本語教室受講者数	2,356人	3,000人
アミーゴこども日本語教室への参加者数	198人	300人

②日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人住民を雇用する事業主や生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に取り組みます。

取組 NO. 10	日本語教育の推進に係る体制の整備	
内 容	・関係者相互間において日本語教育の推進に係る情報を共有し、連携・協力体制の強化に取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・関係者相互間の情報共有の促進	シティプロモーション課

【施策3】生活に関する情報の提供

①生活に関する情報の提供

多言語化した生活に役立つ行政情報を一式にまとめ、転入する外国人住民に配布します。

取組 NO. 11	外国人住民向け情報セットの配布	
内 容	・日本語教室や多言語情報メールの案内、ごみの出し方、ハザードマップ等の行政情報を多言語化し、「外国人住民向け情報セット」として配布します。	
主な取組		所 管
・外国人住民向け情報セットの配布		シティプロモーション課 戸籍住民課，各支所

(1) 現状における課題と方向性

【課題】

●日本の学校制度に対する不安

外国人児童生徒を対象とした学校制度説明会への参加者は、増加傾向にあります。学校生活におけるルールや用意すべき学用品等、日本の学校制度に不安を抱えている外国人住民は多いと言えます。外国人児童生徒が円滑な学校生活を送れるように、説明会における対応言語の充実や展示している学用品の見直しを図り、きめ細かい説明を行う必要があります。

●教育相談員の時間数の不足

日本語指導を必要とする子どもの在籍する学校に、外国人児童生徒等教育相談員を派遣していますが、指導にあたることができる時間が不足しており、十分な教育相談を行うことができていません。外国人児童生徒等教育相談員の時間数の確保等、日本語が身につけていない子どもへの学習支援を継続して行っていくとともに、中学校卒業後の進路相談までを考えた支援に取り組む必要があります。

●問診票等の対応言語不足

問診票や予診票等の多言語化を進めていますが、内容によっては対応言語が少ないものもあります。外国人住民が日本人住民と同等の情報を得ることができるよう、医療・保健・福祉に関する制度の周知や多言語化を進め、サービスを受けやすい環境づくりに取り組む必要があります。

●防災支援体制

外国人住民への災害時の情報伝達手段として、多言語による防災情報メールの配信を行っていますが、登録者数が少なく、情報が十分に行き届いているとはいえません。災害時に外国人住民が自ら身を守ることができるよう、防災や災害に対する情報の伝達手段や避難場所を正確かつ迅速に伝える手段を検討する必要があります。また、防災訓練への積極的な呼びかけ等、外国人住民を支援する体制の整備が必要です。

●居住・就業支援

市内では、外国人住民が増加傾向にある中、20代から50代までの働く世代が多く居住しています。これまで目立った取組を行ってこなかった、居住や就業に関する支援についても取り組んでいく必要があります。

●感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等，感染症の感染拡大に備えるため，外国人住民に対して，感染症に関する情報を多言語で提供する等，体制を整備する必要があります。

【方向性】

外国人住民の増加に伴い，日本語指導が必要な児童生徒も増加することが考えられるため，外国人の子どもの就学促進や受入れ環境の整備に取り組みます。

また，就業機会や住宅の確保のほか，医療・保健サービス，子ども・子育て及び福祉サービス等について，多言語対応を進めます。

さらに，近年多発している気候変動に伴う気象災害や，新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人住民対応の取組を検討します。

(2) 施策と具体的な取組

【施策1】教育機会の確保

①就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり，外国人の子どもについても就学状況を管理・把握します。

取組 NO. 12	就学状況の把握
内 容	・外国人の子どもを含め，就学状況を管理・把握します。
主な取組	所 管
・就学状況の把握	学務課

②就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子どもが就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行います。

また、外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付します。

取組 NO. 13	学校制度等に関する情報の提供	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の新1年生となる外国人児童生徒に対し、学校制度の説明をするほか、多言語による情報提供を行い、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。 ・入学準備の期間に合わせて、多文化交流センターにおいて学用品の展示や説明を行います。 	
	主な取組	所 管
	・日本語を母語としない親子のための学校制度説明会の実施	シティプロモーション課
	・学用品の展示、説明	シティプロモーション課

指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2024 年度)
日本語を母語としない親子のための学校制度説明会への参加組数	15 組	30 組

取組 NO. 14	新就学者の就学案内	
内 容	・外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付します。	
	主な取組	所 管
	・就学案内の送付	学務課

③就学校・受入れ学年等の決定

外国人の子どもの受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討します。

取組 NO. 15	就学校・受入れ学年等の決定	
内 容	・外国籍児童・生徒の受入れに際し、受入れ学年等について検討を行います。	
主な取組		所 管
・就学校・受入れ学年等の決定		学務課

④日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等を推進します。

取組 NO. 16	教育相談員の派遣	
内 容	・学校長の派遣要請に基づき、外国語対応できる相談員を学校に派遣し、日本語指導のほか、学習及び生活面での適応等、教育相談にあたります。	
主な取組		所 管
・外国人児童生徒等への教育相談員の派遣		指導課

取組 NO. 17	日本語の学習機会の提供（再掲）	
内 容	・八千代市国際交流協会が開催する、日本語教室の会場の確保や、事業内容の周知等を通し、外国人住民の日本語教育を推進します。	
主な取組		所 管
・外国人住民のための日本語教室への支援 ・こども日本語教室等の活動支援		シティプロモーション課

取組 NO. 18	小中学校での日本語学習サポート	
内 容	・小中学校において、日本語能力が不十分な外国人の子どもに対し、個別に日本語の指導を実施するなど学習面のサポートを行います。	
主な取組		所 管
・学習サポートの実施		指導課

⑤地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ，保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題へ対応するため，地域において連携した取組を促進します。

取組 NO. 19	地域の連携強化のための機会の設定	
内 容	・村上地区の小中学校に在籍する児童生徒が一つの会場に集まり，レクリエーションや調べ学習の発表等の交流活動を行います。 ・非行少年の保護者が外国人である場合は，青少年センターや学校による指導の内容が十分に伝わらないため，地域のパトロールや学校との情報共有，警察との連携により対応します。	
主な取組		所 管
・国際ナショナルこどもサミットの開催		指導課
・警察との連携による非行少年の学校を訪問		青少年センター

⑥不就学の子どもへの対応

外国人の子どもが未来への希望を持ち，その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう，教育環境の整備を行い，不就学の子どもに対する支援等の取組を講じます。

取組 NO. 20	不登校の子どもへの対応	
内 容	・外国人の子どもが不就学にならないよう，不登校の兆候がみられる場合は家庭訪問を行うなど，学校生活への円滑な適応につなげます。	
主な取組		所 管
・家庭訪問の実施		指導課

⑦進路指導・キャリア教育

外国人生徒の高等学校に向けた進路指導を実施します。特に、外国人の子どもが社会で自立していくためには、高等学校において適切な教育を受けることが重要であり、高等学校への進学を促進する観点から、中学校等において外国人児童生徒やその保護者に対する進路指導に取り組みます。

取組 NO. 21	進路指導の充実	
内 容	・外国人の子どもについても、日本人の子どもと同じように高等学校への進学を促進するため、進路指導に取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・進路指導の充実	指導課

⑧全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要です。外国人児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進します。

取組 NO. 22	多文化共生・異文化理解事業の推進	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 5 年生と中学校 2 年生を対象に平和・飢餓・環境問題をテーマとした映像鑑賞等により感じたことを国際平和作文として募集します。 ・歴代の八千代こども親善大使が主体となり、国際平和や発展途上国への理解を目的とした国際平和展を開催することで、世界に貢献できる国際人の育成を推進します。 ・友好都市タイ王国バンコク都との、こども親善大使による相互交流を通じて、異文化への理解を深めます。 	
	主な取組	所 管
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際平和作文コンクール，国際平和展の開催 ・友好都市タイ王国バンコク都との交流 	シティプロモーション課

取組 NO. 23	国際教育の推進	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平和や相互理解の促進というユネスコの理念を理解し，平和や国際的な連携を目指しE S D（持続可能な開発のための教育）の推進を図ります。 ・A L T（外国語指導助手）を活用し，英語の標準的な発音やイントネーションを身に付けたり，言語や文化について体験的な理解を深めるとともにコミュニケーション能力の育成を図ります。 	
主な取組		所 管
<ul style="list-style-type: none"> ・E S Dの推進 ・A L T（外国語指導助手）の活用 		指導課

⑨学齢を経過した外国人への対応

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については，中学校夜間学級（夜間中学）を案内する等，日本語教育を推進するよう取り組みます。

取組 NO. 24	中学校夜間学級（夜間中学）の案内	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民の日本語教育を推進するため，義務教育を修了しないまま学齢を経過した者について，中学校夜間学級（夜間中学）へ案内します。 	
主な取組		所 管
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校夜間学級（夜間中学）の案内 		学務課

【施策 2】 適正な労働環境の確保

①就業支援

外国人住民の就業機会を確保するため、就業に関する情報提供の充実を図り、就業支援を行うよう取り組みます。

取組 NO. 25	就業に関する情報提供の充実	
内 容	・外国人住民の就業機会を確保するため、職探しに役立つ情報やビジネスマナーに関する情報提供の充実を図ります。	
	主な取組	所 管
	・就業に関する情報提供の充実	シティプロモーション課

【施策 3】 災害時の支援体制の整備

①外国人住民に関する防災対策の推進

外国人住民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国人住民の数も増加しており、外国人住民に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等の重要性が増していることから、外国人住民に関する防災対策について、八千代市地域防災計画への位置付けを含めて推進します。

取組 NO. 26	防災対策の推進	
内 容	・八千代市地域防災計画に基づき、外国人住民に配慮した防災知識の普及や意識啓発に取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・八千代市地域防災計画に基づく防災対策の推進	危機管理課 シティプロモーション課

②多言語支援のための応援体制の整備

災害時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、八千代市国際交流協会と連携した応援体制の整備に取り組みます。

取組 NO. 27	災害時の応援体制の整備	
内 容	・災害時に多言語での支援が可能となるよう、八千代市国際交流協会と連携した応援体制の整備に取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・災害時の応援体制の整備	シティプロモーション課

③自主防災組織への外国人住民の参画促進

高齢化の進展が続く中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけでなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっています。こうした状況を踏まえ、防災関連情報の周知を図ることで外国人住民の防災訓練への参加及び自主防災組織への参画を促進します。

取組 NO. 28	外国人住民への防災関連情報の周知	
内 容	・防災訓練での講話や情報メールの配信により、外国人住民が防災関連情報を取得しやすい環境を整備するとともに、自主防災組織への参加促進を呼びかけます。	
	主な取組	所 管
	・外国人住民への防災関連情報の周知	危機管理課

④外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用

外国人被災者に対し円滑に情報提供が行えるよう、災害時には（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用のほか、ホームページやSNS等により多言語での情報発信を実施するよう取り組みます。

取組 NO. 29	多言語による防災メールの自動配信	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に危機管理課から配信されるメールを利用した、多言語による防災メールの配信により、災害発生時における積極的かつ自主的な防災行動を推進します。 ・情報発信ツールの発達と普及を踏まえ、メール機能の他に外国人住民も容易に情報にアクセスできる有効な手段を検討し、情報が取得しやすい環境を整えます。 	
	主な取組	所 管
	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による防災メールの自動配信運用・管理 ・SNSの活用の検討 	シティプロモーション課

取組 NO. 30	災害時のわかりやすい情報提供	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等、災害時のわかりやすい情報提供に取り組みます。 	
	主な取組	所 管
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用 	シティプロモーション課

【施策4】医療・保健サービスの提供

①医療現場における多言語対応

機械翻訳（通訳アプリ）等を組み合わせて、医療現場に必要な情報を収集します。NPO等による医療通訳派遣が行われている場合は、こうした団体との連携・協働も検討します。

取組 NO. 31	外国人傷病者の迅速な情報収集	
内 容	・救急現場活動は常に緊急であり、迅速な情報収集が望まれることから、外国人住民に対しても迅速な情報収集を図るため、外国語救急観察カード及び音声翻訳アプリ「Voice Tra」を使用します。	
	主な取組	所 管
	・外国語救急観察カード及び「Voice Tra」の利用促進	消防署

②外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

市内医療機関に対し検診等の受託調査を行う際に、多言語対応についての調査項目を追加し、情報収集を行うよう取り組みます。

取組 NO. 32	外国語対応可能な医療機関の情報提供	
内 容	・外国語対応可能な医療機関に関する情報を収集し、外国人住民に提供するよう取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・外国語対応可能な医療機関の情報収集	健康づくり課

③健康診断や健康相談における対応

外国人住民の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を行います。

取組 NO. 33	健康診断や検診における多言語対応の推進	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における健康診断で使用する各種問診票の翻訳作業を進めます。 ・安全に検診を受診できるよう、検診時の注意点や問診内容等、多言語による説明資料の作成と委託医療機関への配布について検討します。 	
	主な取組	所 管
	・小中学校における健康診断用問診票の翻訳	保健体育課
	・検診案内等の多言語化	健康づくり課

【施策5】子ども・子育て及び福祉サービスの提供

①サービスの利用促進

外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手續について、多言語による情報提供を行います。

取組 NO. 34	母子保健における対応	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が、予防接種を受けられるように、保護者から希望があった場合や、母子保健事業の中で把握した場合は、多言語版の資料や予診票を配布します。 	
	主な取組	所 管
	・予防接種予診票の多言語版の利用促進	母子保健課

取組 NO. 35	外国人保護者への支援	
内 容	・日本語を苦手とする外国人の保護者に対し、お便り等にふりがなやローマ字表記をすることにより、内容を理解してもらえるように取り組みます。また、通訳が必要な場合は、多文化交流センターの通訳員と連携して対応します。	
	主な取組	所 管
	・外国人保護者への支援、情報提供	保育園 児童発達支援センター

取組 NO. 36	福祉の総合相談	
内 容	・外国人住民の福祉の様々な困りごとについて、相談支援員が寄り添いながら解決・改善に向けて支援します。	
	主な取組	所 管
	・福祉の総合相談	福祉総合相談室

②サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配布を行うとともに、窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行います。

また、保育における多文化対応にも留意し、多言語翻訳アプリの利用を促進します。

取組 NO. 37	母子健康手帳等の多言語化	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が幼児健康診査を受けられるよう、多言語版の受診票を送付します。 ・母子健康手帳交付時に記入してもらう妊娠届出書について、多言語版の利用を促進します。 ・外国人住民に対する母子健康手帳の利用を促進するため、本人の希望により、多言語版母子健康手帳を発行します。 	
	主な取組	所 管
	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語版幼児健康診査受診票の利用促進 ・多言語版妊娠届出書の利用促進 ・多言語版母子健康手帳の利用促進 	母子保健課

取組 NO. 38	多言語翻訳アプリ等の利用促進	
内 容	・乳幼児の予防接種のスケジュールを自動で生成し個別に管理, 通知するとともに, 検診等の子育てに関する情報をアプリで配信します。	
主な取組		所 管
・らくらくかんたん予防接種ナビの利用促進		母子保健課

取組 NO. 39	多言語翻訳機の利用促進	
内 容	・多言語翻訳機をの利用を促進し, 外国人保護者の子育てが円滑に行われるよう取り組みます。	
主な取組		所 管
・多言語翻訳機を活用した相談業務の推進		子ども保育課

【施策6】住宅確保のための支援

①外国人住民に対する居住支援の推進

賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や, 住まいや生活のルールに関する情報を, 外国人住民へ多言語で提供することで, 居住に関する不安の軽減を図ります。

取組 NO. 40	居住に関する不安の軽減	
内 容	・居住に関する相談に応じることができるよう, 住まいや生活ルールに係る情報の充実を図ります。	
主な取組		所 管
・住まいや生活ルールに係る情報提供		シティプロモーション課

【施策7】感染症流行時における対応

①感染症に関する多言語による情報提供

新型コロナウイルス感染症等，感染症の感染拡大に備えるため，感染症に関する情報を多言語で提供するように取り組みます。

取組 NO. 41	感染症の感染拡大の防止	
内 容	・感染症の感染拡大に備えるため，多言語による生活情報メールを活用した情報提供に取り組みます。	
	主な取組	所 管
・生活情報メールを活用した情報提供		シティプロモーション課 健康づくり課

(1) 現状における課題と方向性

【課題】

●外国人住民の地域からの孤立

自治会をはじめとした地域の活動に、外国人住民が積極的に参加できるような取組は実施できていません。外国人住民が地域で孤立しないための取組を進める必要があります。

●外国人住民が意見を発する場の提供

国籍に関わらず外国人住民も暮らしやすい地域づくりを推進するためには、外国人住民が抱えている問題を広く把握することが重要です。このような観点から、外国人住民から直接意見を聴く機会を設ける必要があります。

【方向性】

地域住民が外国人住民と共生していくため、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり等を充実するための環境整備を進めます。

また、外国人住民の社会参画を促進するため、外国人住民の意見を広く反映させる仕組みづくりに取り組みます。

(2) 施策と具体的な取組

【施策1】多文化共生の意識啓発・醸成

①地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域住民が外国人住民と共生していくために、姉妹都市交流を通じた国際理解の促進を図るほか、関連団体からの協力要請に対する支援を行う等、多文化共生の地域づくりについて啓発を行います。

取組 NO. 42	姉妹都市との交流	
内 容	・八千代市国際交流協会が主体となって推進する、姉妹都市との交流を支援し、市民の多文化への理解を深めます。	
	主な取組	所 管
	・姉妹都市交流（アメリカ合衆国テキサス州タイラー市）	シティプロモーション課

取組 NO. 43	関連団体からの協力要請に伴う支援	
内 容	・多文化共生につながる取組に協力するため、JICAボランティア派遣に伴う表敬訪問を実施します。	
	主な取組	所 管
	・JICA等への支援	シティプロモーション課

②不当な差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第58号）に基づき、多様性を認め合い、偏見や差別のない社会を目指し啓発活動等に取り組みます。

取組 NO. 44	不当な差別の解消	
内 容	・外国人住民が偏見による不当な差別を受けることがないよう、啓発活動等に取り組みます。	
	主な取組	所 管
	・不当な差別の解消に向けた啓発	シティプロモーション課

③多文化共生の場づくり

地域において，学校，図書館，公民館等の施設も活用し，外国人住民の言語を学ぶ機会を提供する等，多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進します。

取組 NO. 45	交流機会の提供	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル連絡会の活動として公民館まつりの開催による学習内容の展示等を行います。 ・日本語教室, 外国語学習サークルへの活動場所の提供を行います。 ・小学生向けの英会話教室等を開催します。 ・交流の場として，多文化交流センターの活用を促進します。 	
	主な取組	所 管
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語学習サークルの学習内容の展示 ・サークル活動の支援 ・小学生向け英会話教室等の開催 	公民館，東南公共センター
<ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点としての多文化交流センターの活用促進 		シティプロモーション課

④多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設けます。

取組 NO. 46	交流イベントの開催	
内 容	・外国人住民と日本人住民が共生する地域づくりの推進に向けて、どちらも参加しやすいイベントを開催する等、多様な文化に触れる機会を設けます。	
主な取組		所 管
・多様な文化に触れる機会の提供 ・参加しやすいイベント開催の支援		シティプロモーション課
・「多文化交流 i n 八千代」の開催		郷土博物館

指標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2024 年度)
八千代市国際協会が開催するイベントへの参加者数	1,771 人	2,000 人

【施策 2】外国人住民の社会参画支援

①キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織を支援することを検討します。

取組 NO. 47	外国人住民のネットワーク支援	
内 容	・キーパーソンとなる外国人住民の発掘を検討します。また、すでに地域で活躍する外国人住民がいる場合は、周りの仲間へと輪が広がるように支援することを検討します。	
主な取組		所 管
・キーパーソンとなる外国人住民の発掘の検討 ・外国人住民の自助組織の支援の検討		シティプロモーション課

②外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

市の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みづくりを推進します。

取組 NO. 48	意見聴取機会の設定	
内 容	・外国人住民の暮らしの状況や、抱えている悩み等を把握するために意見交換会を開催し、多文化共生の取組の参考とします。	
	主な取組	所 管
	・外国人住民からの意見聴取	シティプロモーション課

③外国人住民の地域社会への参画

自治会をはじめとした地域の活動に、外国人住民も積極的に参加することができるような仕組みづくりを検討します。

取組 NO. 49	自治会への加入促進の検討	
内 容	・自治会に関する情報の多言語化や外国人住民への周知等、外国人住民が地域の活動に参加できる仕組みづくりを検討します。	
	主な取組	所 管
	・自治会の加入案内等の多言語化の検討	コミュニティ推進課

施策の柱 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

(1) 現状における課題と方向性

【課題】

●外国人住民との連携・協働の促進

「八千代市人口ビジョン」（令和 2 年改訂版）によると，本市における人口は，令和 7（2025）年ごろにピークを迎え，その後減少に転じることが想定されています。このような中，持続可能な地域づくりを推進するためにも，外国人住民と連携・協働を図ることが必要です。

【方向性】

今後の人口減少を見据え，持続可能な地域づくりを推進するため，外国人住民との連携・協働を図るよう取り組みます。

また，地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めている留学生への生活支援等を検討します。

(2) 施策と具体的な取組

【施策 1】外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

①外国人住民の人材の発掘・情報収集

自らの強みや独自の視点を活かして，市の魅力に係る情報を発信できる外国人住民の発掘や情報収集を検討します。

取組 NO. 50	外国人住民の発掘・情報収集	
内 容	・市の魅力を発信する担い手となる外国人住民の発掘や，情報収集を検討します。	
	主な取組	所 管
	・市の魅力を発信できる外国人住民の発掘・情報収集の検討	シティプロモーション課

②グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を検討します。

取組 NO. 51	外国人住民の知見やノウハウの活用	
内 容	・地域の活性化を図るため、外国人住民ならではの知見やノウハウを活用することを検討します。	
	主な取組	所 管
	・外国人住民の知見やノウハウの活用の検討	シティプロモーション課

【施策2】留学生の地域における就職促進

①留学生に対する生活支援等

留学生は、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているため、このような観点も踏まえて、多言語による生活情報メールを活用し、留学生に役立つ生活情報を提供することを検討します。

取組 NO. 52	留学生への生活支援	
内 容	・多言語による生活情報メールを活用した留学生に役立つ情報の提供を検討します。	
	主な取組	所 管
	・留学生に役立つ生活情報の提供の検討	シティプロモーション課

2 推進体制と進行管理

本プランに掲げる取組の進捗状況の確認、報告及び調査等を実施する場合は、部長会議において情報を共有し、全庁横断的に多文化共生施策を推進します。

また、本プランに基づき、多文化共生の取組を計画的に進めるため、計画期間終了の前年度に各所属における取組状況を調査し、事業効果等を検証のうえ、プランの見直しに反映します。

資料編

1 「八千代市第3次多文化共生プラン」策定の経過

日 程	内 容
令和2年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生の現状と課題の整理。 ◆次期プランをより一層充実・活性化できそうな取組の検討及び情報収集。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係者からの意見聴取。 <ul style="list-style-type: none"> ・日々外国人住民と接している日本人の意見：日本語教室の講師（代表） ・日本に住む外国人住民の意見，外国人住民の相談業務に従事している者の意見：多文化交流センターの通訳員 ・外国人住民を支援する団体の意見：国際交流協会会長 ・外国人住民を雇用している企業の意見：日本クッカーリー（株） ・外国人住民との共生の取組を行っている者の意見：URの関係者
7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係者からの意見聴取結果を参考に，第3次多文化共生プランの章立てを検討
9月	<ul style="list-style-type: none"> ◆第3次多文化共生プラン＜骨子案＞作成。 ◆以下の関係者から意見聴取。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室の講師 ・多文化交流センターの通訳 ・国際交流協会の会長 ・日本クッカーリー（株） ・URの関係者 ・第2次多文化共生プラン策定時の関係者 ◆国のプラン改訂の発表を受け，第3次多文化共生プラン＜骨子案＞の修正。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁内調査（1回目） <ul style="list-style-type: none"> ・目的：現行プランに基づく既存の取組の進捗状況と，国のプラン改訂を踏まえた新規の取組の予定を確認するため。 ・対象：全部署

11月～12月	<p>◆第5次総合計画との整合を図るための調整。</p> <p>◆庁内調査結果をもとに、第3次多文化共生プラン<骨子案>の修正。</p> <p>◆庁内調査（2回目） 目的：骨子に対する各所属の考えを確認するため 対象：全部署</p>
令和3年 1月	<p>◆第3次多文化共生プラン<素案>作成。</p> <p>◆議員説明</p>
2月	<p>◆パブリックコメント</p> <p>◆第3次多文化共生プラン<素案>の修正。</p>
3月	<p>◆第3次多文化共生プラン<確定版>策定。</p>

2 関係者からの意見聴取結果

(1) 概要

「八千代市第3次多文化共生プラン」の策定に当たり、取り組むべき課題等を整理するため、外国人住民と接する機会の多い関係者の皆様から意見を聴取しました。

(2) 意見聴取の相手方

- 日本語教室の講師
- 多文化交流センターの通訳員3名
- 八千代市国際交流協会会長
- 日本クッカーリー（株）八千代工場
- （株）UR コミュニティ 千葉西住まいセンター

(3) 聴取項目

①情報の多言語化	⑥医療・保健・福祉に関する支援
②日本語及び日本社会に関する学習支援	⑦防災に関する支援
③居住に関する支援	⑧地域社会に対する意識啓発
④教育に関する支援	⑨外国人住民の自立と社会参画
⑤労働環境に関する支援	

(4) 聴取内容

項目	関係者が考える課題や意見等
①情報の多言語化について	<p>【読めない学校関連文書】</p> <p>○日本語が読めず、学校から届く手紙の内容を理解できない外国人の保護者は多い。内容を理解できないため、保護者が子どもの手伝いをすることができない。</p> <p>【利用者の少ない情報発信ツール】</p> <p>○メール機能を使っている外国人住民は少ない。多言語情報メールの配信を続けても、利用者を増やすことは難しい。また、外国人住民は多言語情報メールの登録手続きを難しいと感じている。</p> <p>【日本語の表記方法】</p> <p>○国籍によって理解しやすい日本語が異なる。中国人は漢字があると文章を理解しやすいが、南米系の外国人住民は漢字がほとんどわからないため、ひらがなの方が理解しやすい。</p>

	<p>【その他自由意見】</p> <p>○外国人住民は市のホームページをほとんど見ていない。</p> <p>○市に関する必要な情報は、友人から聞くことが多い。(ロコミ)</p> <p>○学校からの手紙で本当に大事な部分は英語(ローマ字)で書いてほしい。</p> <p>○Facebook を利用する外国人は減ってきているが、メールよりは多い。一番利用しているのは、WhatsApp という LINE のようなアプリ。</p> <p>○外国人住民はお金がなく、パソコンを持っていない人が多い。ほとんどスマートフォンで済ませてしまう。</p> <p>○情報の多言語化は、上位 5 か国語程度で十分。それ以上増やしてもあまり効果は見込めないのではないか。</p> <p>○多言語情報メールの登録者数が少ないため、登録者数を増やす工夫をすべき。外国人住民は資料を配布しても読まないため、案内してその場で登録させるのが一番効果的。</p> <p>○外国人従業員との連絡ツールとしてショートメールを使っている。ショートメールは電話番号がわかれば簡単に送れる。災害発生時に出社可能か否かの質問に対し、95%の回答率。</p> <p>○UR では、市が作製した多言語のごみの出し方のチラシを有効活用しており、大変役に立っている。</p>
<p>②日本語及び日本社会に関する学習支援について</p>	<p>【日本語学習の継続】</p> <p>○日本語教室に関心のある外国人住民はたくさんいるが、仕事の都合で通うことができない人もいる。</p> <p>○継続して日本語学習に取り組んでもらうことが課題。業種によって学習意欲に差がある。日本語の必要性に迫られている外国人住民は必死に勉強するが、会話せず黙々と作業する工場で働くような外国人住民は、日本語の勉強を途中でやめてしまう。</p> <p>【日本語学習教材の不足】</p> <p>○南米系の外国人住民が日本語を勉強する教材が少ない。英語で書かれた日本語を勉強する教材は充実しているが、ポルトガル語やスペイン語で日本語を学ぶ教材は少ない。</p> <p>【ボランティアの能力向上機会の不足】</p> <p>○県が日本語指導ボランティア向けの講座を開催しており、申し込んでも、申込者多数で抽選からもれてしまうこともある。</p>

	<p>【ボランティアの高齢化】</p> <p>○日本語指導ボランティアも高齢化が進んでいるため、若い人を取り込む必要がある。</p> <p>【その他自由意見】</p> <p>○本や動画を見ながら日本語を勉強した（多文化交流センター通訳員）。外国人はYouTubeをよく見るため、日本語を学ぶ動画があれば見るかもしれない。</p> <p>○外国人は、パソコンを買うお金の余裕がない人が多い。スマートフォンの動画で勉強するのは無理がある。</p> <p>○日本語を教える側にも外国人がいると、日本語を習得しやすくなる。</p> <p>○日本語教室に通う生徒は、学生が少なく、大人が多い。</p> <p>○場面ごとに使う日本語を学ぶ機会があるといい。例えば、病院で使う日本語、家を借りる時に使う日本語、仕事で使う日本語等。</p> <p>○日本語を勉強したい外国人は、すでに個人で勉強している。企業には社内通訳がおり、「日本語を話せなくても良い」という条件で採用しているため、積極的に日本語の勉強を強要することはできない。</p> <p>○勉強だと人が集まらないため、趣味の世界から日本語を学ぶような機会があってもいいのではないか。</p>
<p>③居住に関する支援について</p>	<p>【国籍を理由とした入居差別】</p> <p>○不動産業者から、外国人であることを理由に間接的に入居を断られるケースがある。また、住み心地の良くない物件ばかり案内されることがある。</p> <p>【保証人の不在】</p> <p>○会社がアパートを用意していることが多いため、勤めていた会社を辞める時に住まいが問題になる。言葉はわからないし、保証人もいない。</p> <p>【不審がられる外国人コミュニティ】</p> <p>○アパート等に、借主以外の複数人の外国人住民が集まって暮らしていることがある。おそらく地域の自治会も把握していない。地域の自治会が把握していないということは、外国人住民が地域に溶け込んでいないということであり、放置しておくで別の地域社会ができてしまう。</p>

	<p>【文化の違いによるマナー違反】</p> <p>○URの団地では、文化の違いから外国人居住者の苦情が多数ある。(ごみの捨て方、騒音等。)日本でのマナーを知らないことも苦情の要因となっている。</p> <p>【その他自由意見】</p> <p>○入居のための書類が複雑であり、記入に苦勞する。</p> <p>○日本語がわからないと物件を借りる契約ができないため、日本語がわかる友人に付き添ってもらっている。</p> <p>○外国人住民は、会社が用意する住まいに入居することが多いため、居住についてはあまり困っていない。多文化交流センターでは入居に関する相談は少ない。</p> <p>○保証人になるのは、ほとんどが友人。</p> <p>○引っ越しの際の挨拶の習慣に違いがある。チリでは、引っ越してきた人が近所の人に挨拶に行くのではなく、近所の住民が引っ越してきた人に挨拶に行く。</p> <p>○同じ国籍の人や物資、仕事等、生活に必要なものすべてが団地周辺に揃っており、外国人住民が暮らしていく条件が整っている。</p> <p>○URの賃貸団地では社宅契約が多い。社宅の場合、外国人入居者が問題を起こした時は、企業の担当者に連絡すれば協力的に解決してくれる。会社ではなく個人で契約している外国人住民は、ある程度日本語を理解できることが多い。</p> <p>○URでは、外国語通話サービスや通訳サービスを導入しているほか、多言語でのマナー啓発リーフレットを作成している。今後は、住まいに係る動画の作製を検討中。</p>
<p>④教育に関する支援について</p>	<p>【PTA制度の説明不足】</p> <p>○外国人住民はPTAの仕組みがわからない人が多い。仕組みがわかっても具体的に何をすべきかわからない。</p> <p>○日本語がわからないことを理由に、外国人の保護者がPTAの活動に参加しなくなることが課題。積極的に参加して、コミュニケーションをとることで、日本人と繋がりをもつことが必要。</p> <p>【教育相談員の時間不足】</p> <p>○外国人児童生徒等教育相談員の回数や時間数が足りていない。</p>

	<p>【その他自由意見】</p> <p>○外国人住民の中には「日本人は全員、外国人が嫌い」と思い込んでいる人もいます。</p> <p>○小学校低学年の子どもであれば、外国から日本の学校に転校しても日本語や勉強が身につくが、小学校高学年から中学生の子どもが転校すると、日本語も勉強も簡単に身につかない。その結果、子どもたちは将来、日本でも母国でも生活していくことが苦しくなってしまう。</p> <p>○中学生は小学生と違って学校で日本語を学ぶ機会がないのだから、不登校になってしまうのは当然のこと。</p>
<p>⑤労働環境に関する支援について</p>	<p>【就労に関連する税制度等の周知】</p> <p>○小さい会社では、確定申告を会社がやってくれないことがある。外国人は確定申告の制度や手続きの仕方まで理解できていない。</p> <p>【その他自由意見】</p> <p>○多文化交流センターでは、職場環境やビジネスマナーで困ったという相談は少ない。</p> <p>○外国人は、仕事の80%を口コミで見つけている。</p> <p>○外国人は、日本に来る段階で仕事が決まっていることが多い。日本に来てから職探しをするのではなく、自国にいる時から日本企業とコンタクトをとっている。</p> <p>○外国人が日本で職探しをする場合は、ハローワーク、Facebook 内で外国人コミュニティが発信している情報や、外国語の新聞等を活用している。</p> <p>○ハローワークは、しっかり外国語対応ができています。</p> <p>○外国人はハローワークよりも派遣会社を利用する機会の方が多いため、派遣会社の情報が多文化交流センターにあるといい。派遣会社は多言語で相談に応じてくれるところもある。</p> <p>○多文化交流センターでは、労災認定に関する相談を受けることがある。</p> <p>○面接で使う日本語を学ぶ機会があるといい。</p> <p>○家族で日本に来ることができるのは日系3世まで。4世以降は就労ビザの許可が下りにくい。18歳までに日本に行くかどうかを決めなければならない。そうでないと、在留資格を取得する条件が技能実習よりも厳しくなる。</p>

	<p>○ブラジルでは学歴がないと職に就けないが、職に就くことができるのは首都で暮らす一部の人のみ。日本で働きたいブラジル人は多い。</p> <p>○八千代市は、集住地域の会議等で市・警察・企業・URの関係者が顔を合わせる機会があり、繋がりをもつことができているが、船橋ではないため八千代市は進んでいると思う。</p>
<p>⑥医療・保健・福祉に関する支援について</p>	<p>【通訳の不在】</p> <p>○病院には外国語が話せる医師や看護師が少ないため、外国人住民は、日本語がわかる友人に付き添ってもらい、言葉の問題を解決している。しかし、医療の分野では専門用語が多く、一般人では情報を正確に伝えることができないことがある。また、病状や診断内容によっては知人に知られたくない場合もある。</p> <p>○子育てに関する施設では、説明が日本語のみのため、内容がわからず利用したくてもできない。</p> <p>【その他自由意見】</p> <p>○病院から依頼され、見ず知らずの外国人家族のために、通訳に協力をした経験がある。(多文化交流センター通訳員)。</p> <p>○保育園の入園手続きは、日本語のわかる人の手伝いがないと難しい。</p> <p>○母子手帳の多言語化は進んでいるように感じる。多言語の病院の電話帳があると便利。</p> <p>○外国人住民にもっと育児休暇制度を周知してほしい。制度を知らない外国人住民は多い。</p> <p>○家族滞在で働きに来ている外国人は増えている。入園可能な幼稚園や保育園の多言語パンフレットがあれば、企業から外国人の従業員に案内しやすい。子どもを預ける先が決まらなないと、企業は採用を断らなければならなくなる。</p>
<p>⑦防災に関する支援について</p>	<p>【行き届いていない防災情報】</p> <p>○日本語がわからない外国人住民は、災害や防災に関する情報をほとんど得ることができていない。市のホームページは見えていないし、テレビニュースを見ているが、何を言っているかまでは理解できていない。</p> <p>○避難場所や避難のタイミングがわからない外国人住民もいる。</p> <p>【その他自由意見】</p> <p>○台風や地震で不安や心配事がある時は、友人に連絡をとっている。</p> <p>○防災訓練をもっとやってほしい。</p>

	<p>○外国人住民向けの防災訓練に日本人の参加者が少ないことは気になる。日本人も参加しないと、地域コミュニティの関係が深まらない。</p> <p>○UR では防災に関する取組を実施できていないため、市には積極的に取り組んでほしい。</p>
<p>⑧地域社会に対する意識啓発について</p>	<p>【消極的な地域活動への参加】</p> <p>○言葉の問題もあり、地域の活動に参加できていない外国人住民は多い。積極的になれない外国人住民をどうやって地域の活動に引き込んでいくかが課題。</p> <p>【その他自由意見】</p> <p>○外国人住民も地域の活動に参加したいと思っているが、恥ずかしくて自分から積極的になれずにいる。日本人からもっと声をかけてほしい。</p> <p>○日本人から自治会の趣旨を説明して声をかければ、自治会にも参加すると思う。</p> <p>○公民館で日本人とお茶会をする等、気楽に話することができる機会があるといい。</p> <p>○市民体育館でフットサルやバレーをするスポーツイベントがあれば、南米の外国人住民は参加すると思う。</p> <p>○イベントの出店等に外国人住民枠を設けるのはどうか。</p> <p>○文化の違いを理解しあえるような取組をしてほしい。日本人にも、外国人住民に対する理解を深めてほしい。</p> <p>○外国人従業員が地域に溶け込むための活動を検討したことがある。しかし、トラブルが発生した場合に取引先にかかる迷惑や、信頼回復のための努力、組合との関係等、抱える問題が多く実現しなかった。</p>
<p>⑨外国人住民の自立と社会参画について</p>	<p>【本を探しづらい図書館】</p> <p>○図書館では、本が言語ごとにまとまっていないため、探しづらいといった声がある。</p> <p>【意見交換の場がない】</p> <p>○外国人住民が、抱えている悩みや意見を市に対して伝えることができる機会がない。</p> <p>【その他自由意見】</p> <p>○やりたい時にやりたいことができる場所がわからない。日本語がわ</p>

	<p>からないため探せない（検索できない）。結果的に家で家族と過ごすことが多くなる。</p> <p>○イベント等を通して日本人との繋がりが強くなれば、自信が付き安心感も増すため自立に繋がると思う。</p> <p>○外国人が日本で自立して生きていくためには、外国人（特に子ども）のキャリア形成の仕組みが必要。</p> <p>○外国人住民との意見交換会を開くといいのでは。感想を書いてもらうアンケートがあると、よりいいのではないか。</p>
--	--

八千代市第3次多文化共生プラン

発行日 令和3年3月
発行 八千代市
編集 企画部シティプロモーション課
住所 〒276-8501
千葉県八千代市大和田新田 312-5
TEL 047-483-1151 (代表)
FAX 047-484-8824 (代表)
URL <http://www.city.yachiyo.chiba.jp>
E-mail kokusai@city.yachiyo.chiba.jp